



平成 30 年 11 月号

国外居住親族にかかる扶養控除の適用について

年末調整の時季が近づいてきました。

外国人の年末調整については、平成 28 年分より、海外で暮らす非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」と「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）を源泉徴収義務者に提出し、又は提示しなければならないこととされています。

「親族関係書類」とは、

次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体（以下「外国政府等」といいます。）が発行した書類

「送金関係書類」とは、

次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類

※給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

イ 「非居住者である親族」欄には源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が国外居住親族に該当する場合に「○」を記載します。

ロ 「生計を一にする事実」欄には、その年に国外居住親族へ送金等をした金額の合計額を記載します。

※非居住者である親族欄は扶養控除等申告書を提出する際に記載し、「生計を一にする事実」欄は年末調整の際に追記することになります。

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書									
所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	平成 30 年中の所得の見積額		あなたの氏名	あなたの生年月日		あなたの住所（郵便番号）		
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	非居住者である親族	生計を一にする事実	あなたの収入番号	あなたの住所（郵便番号）		あなたの住所		
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	○	○	あなたの住所（郵便番号）	あなたの住所		あなたの住所		
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する場合は「○」を記載し、金額を記入してください。									
区分等	（フリガナ）氏名	源泉控除対象配偶者（注1）	○	○	○	○	○	○	○
また			○	700,000円					700,000円

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）
 TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>